

指導者維持会員資格認定規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツクラブ協会〔英名：Japan Sports Club Association；略称JSCA〕（以下「協会」という。）の定款第4条に基づく、スポーツクラブ指導者、健康・体力づくり指導者及びマスター指導者の養成と資質の向上並びに社会的身分の確立のため、指導者維持会員資格認定制度について定め、もって不特定かつ多数の者の利益の増進に資することを目的とする。

(指導者の領域と種類)

第2条 協会の認定する指導者は、「スポーツクラブ指導者」、「健康・体力づくり指導者」及び「マスター指導者」の3領域13種類とする。

(1) スポーツクラブ指導者

① 「スポーツインストラクター (Sports Instructor) 」

スポーツクラブ等における運動指導者としての専門知識を持ち、スポーツクラブの普及・育成に努めることを任務とする。

② 「上級スポーツインストラクター (Advanced-Level Sports Instructor) 」

スポーツクラブ等における運動指導者として総合的な専門知識を持ち、スポーツクラブの運営と普及・育成に努めることを任務とする。

③ 「子ども身体運動発達指導士 (Instructor of Physical Movement Development for Children) 」

スポーツクラブ、保育所、幼稚園、小学校等における幼児・児童の運動感覚づくり、基礎的体力づくり及びコミュニケーション能力の向上に資する。

④ 「スポーツクラブマネジャー (Sports Club Manager) 」

スポーツクラブ等において、運動プログラムの企画、実施、会員管理等に携わるとともに、スポーツクラブの経営と普及・育成に参画することを任務とする。

⑤ 「上級スポーツクラブマネジャー (Advanced-Level Sports Club Manager) 」

スポーツクラブ等において、経営に関する総合的な専門知識を持ち、施設・経営管理に携わるとともに、スポーツクラブの経営と普及・育成を任務とする。

(2) 健康・体力づくり指導者

① 「中高老年期運動指導士 (Exercise Instructor for Middle-Aged and Senior Citizens) 」

中高老年者の健康・体力の維持・増進に資する運動の指導を任務とする。

② 「介護予防運動スペシャリスト (Therapeutic Exercise Specialist) 」

高齢者、要介護者等に対する介護予防に資する運動の指導を任務とする。

③ 「上級介護予防運動スペシャリスト (Advanced-Level Therapeutic Exercise Specialist) 」

高齢者、要介護者等に対する介護予防運動指導プログラムの作成、介護予防運動スペシャリストの指導と養成及び介護予防運動の企画・指導を任務とする。

④ 「健康・スポーツサプリメントアドバイザー (Health & Sports Supplements Adviser) 」

スポーツ活動及び健康保持増進における健康機能・補助食品の正しい知識及び摂取に関する指導・助言を任務とする。

⑤ 「上級健康・スポーツサプリメントアドバイザー (Advanced-Level Health&Sports Supplements Adviser) 」

スポーツ活動及び健康保持増進における健康機能・補助食品の高度な知識及び摂取に関する指導・助言を任務とする。

(3) マスター指導者（生涯会員）

- ①「マスター（Master）」
協会の公認資格毎の更新期間が継続6年を超え、総合的な企画・指導能力に優れた者。
- ②「スーパーマスター（Outstanding Master）」
マスター取得後、2年を経過し協会が認めた者。
- ③「名誉マスター（Honorary Master）」
協会が特に認めた者。

（資格の認定と登録）

- 第3条 前条に定める指導者の資格認定は、資格認定講習会の各種資格に応じて定める全課程を修了した者又は課程認定校での関係課程を修了した者について、所定の課題レポートの内容を資格認定審査委員会に諮り、その結果に基づき理事長が行う。
- 2 資格認定審査委員会は、講習会のプロジェクト主任及び学識経験者で構成する。
 - 3 理事長は、資格認定審査委員会の審査結果に基づき、認定時に有効期限付の資格認定証及び資格登録カードを交付する。
 - 4 資格認定を受ける者は、審査料、認定料及び指導者維持会費（登録料）を納入する。
但し、マスター指導者については、この限りではない。
 - 5 指導者維持会費等については、細則に定める。
 - 6 資格認定の有効期間について、講習会最終日が4月1日から12月31日までの場合は、その年度を1年目とし、1月1日から3月31日までの場合は、次の年度を1年目とし、また認定校の学生は、次の年度を1年目として、4ヶ年度有効とする。

（資格認定の講習会）

- 第4条 第2条に定める指導者の養成（資格認定）講習会は、マスター指導者を除く、「スポーツクラブ指導者」及び「健康・体力づくり指導者」の2領域10講座とし、それぞれの指導者の養成（資格認定）講習会に必要な講義、演習、実技等の内容とし、講習時間及び受講資格は次のとおりとする。

(1) スポーツクラブ指導者

- ①「スポーツインストラクター」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は8時間以上、通信講座の時数は16時間以上とする。
受講資格は満18歳以上の者。
- ②「上級スポーツインストラクター」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は8時間以上、通信講座の時数は16時間以上とする。
受講資格はスポーツインストラクター資格取得者で満20歳以上の者。
- ③「子ども身体運動発達指導士」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は12時間以上、通信講座の時数は24時間以上とする。
受講資格は満18歳以上の者。
- ④「スポーツクラブマネジャー」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は12時間以上、通信講座の時数は24時間以上とする。また、スポーツクラブ維持会員のスポーツクラブ内における運営体験時数は8時間以上とする。
受講資格は満18歳以上の者。
- ⑤「上級スポーツクラブマネジャー」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は8時間以上、通信講座の時数は16時間以上とする。
受講資格は、スポーツクラブマネジャー資格取得者で満20歳以上の者。

(2) 健康・体力づくり指導者

- ① 「中高老年期運動指導士」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は8時間以上、通信講座の時数は16時間以上とする。
受講資格は満18歳以上の者。
- ② 「介護予防運動スペシャリスト」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は12時間以上、通信講座の時数は24時間以上とする。
受講資格は満18歳以上の者。
- ③ 「上級介護予防運動スペシャリスト」養成（資格認定）講習会
集合講習会の時数は8時間以上、通信講座の時数は16時間以上とする。
受講資格は介護予防運動スペシャリスト資格取得者で20歳以上の者。
- ④ 「健康・スポーツサプリメントアドバイザー」通信教育（資格認定）講座
通信教育講座の時数は24時間以上とする。
受講資格は満18歳以上の者。
- ⑤ 「上級健康・スポーツサプリメントアドバイザー」通信教育（資格認定）講座
通信教育講座の時数は16時間以上とする。
受講資格は健康・スポーツサプリメントアドバイザー資格取得者で満20歳以上の者。

(免除制度及び互換制度)

第5条 前条の資格認定講習会の履修科目に関し、レポート提出により一部受講を免除することができる。

(資格の更新)

第6条 資格認定有効期限は初回4年とし、更新1回目からは2年とする。資格認定有効期限について、講習会最終日が4月1日から12月31までの場合は、その年度を1年目とし、1月1日から3月31日までの場合は次の年度を1年目とする。認定校の学生は、次の年度を1年目とする。また、6年継続登録後、7年目からマスター（生涯会員Master）資格を取得することができる。

- 2 更新に当たっては、指導者維持会費（登録料）を納入することにより有効期限付の資格登録カードを交付する。
ただし、更新時に有効期限付の資格認定証の発行を希望する場合は、発行手数料1,000円を納入することにより交付することができる。

(資格の取り消し)

第7条 認定指導者が、次の各号のいずれかに該当するとき、資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 指導者維持会員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。
- (2) 第6条に定める資格の更新手続きを行わなかったとき。

(資格の再登録)

第8条 第7条(2)により資格取り消しとなった者が再登録を希望する場合は、スポーツクラブ指導者、健康・体力づくり指導者いずれかに該当する領域内の再登録年度開催の講習会2講義、またはスポーツクラブサミットの内1日、またはフォローアップ研修会のいずれかを受講（受講料4,000円）し、登録申請することで、その年度を初年度として再登録することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から改正・施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から改正・施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、平成26年4月1日から改正・施行する。
- 6 この規程は、平成27年4月1日から改正・施行する。
- 7 この規程は、平成28年4月1日から改正・施行する。
- 8 この規程は、平成29年6月5日から改正・施行する。